

法は、どのような現象なのか？ どのような起源によって始まったのか？

法は一般に、「社会のあるべき状態についての言明(言語的な表明)」^①というかたちをとっている。「あるべき」状態を規範に、
A 社会に言及するのだから、規範の一種だと考えてよい。そこでまず、規範というものの社会学的性質について考え、
つぎにその特殊ケースとして、法の定義を与えることにしよう。

規範を事実と峻別する^②のは、ヨーロッパの哲学・思想のじょうせきである。たとえば、カントの事実判断／価値判断(＝規範
的判断)の対照を思い浮かべればよい。彼によれば、この二つはまったく別々のものである。事実判断をいくら積み重ねても、
価値判断にはならない。客観的な事実判断が成立することを言うのもそれなりにやっかいだが、客観的な価値判断のほうはもっ
とむずかしい。法は、客観的な規範の典型だから、法についてきちんと考えるのは、ヨーロッパの哲学・思想の伝統では困難な
ことだった。

この点で、一歩進んだ理解を示しているのは、現代ドイツの社会学者N・ルーマンである。彼は『法社会学』(1972)で、こんな
議論を展開している。

事実と規範の違いは何か。それは、人間の予期のあり方の違いだ、と彼は言う。予期とは、期待とだいたい同じと考えてよ
い。

人間はふつう、まったく無前提に行動するわけではなくて、さまざまなことから予期しつつ行動している。今日は雨が降ら
ないだろう。種をまけばやがて芽が出るだろう。この人に金を貸してもきつと返してくれるだろう。青信号になったから渡って
も大丈夫だろう。……。これらは、行為の前提となる推測である。このように前提しないと行為は成り立たないが、よく考えて
みると、どの前提にも根拠がない。したがって、前提がくつがえる(予期が外れる)ということがよく起こる。

予期が外れた場合にどう対処するかに注目して、ルーマンは予期を、つぎの二種類に区別した。

1995-43-0/5

(1) 認知的予期…予期と実際の出来事が食い違った場合には、実際にあわせて予期を修正する。

(2) 規範的予期…予期と実際の出来事が食い違った場合でも、予期を修正しないでもそのままに維持する。

芽が出ると思って種をまいても、芽が出ない。そんなはずはない、といくら思っても、どうしようもない。そこで、種が腐っ
ていけば芽が出てこないのだなあ、と認識を修正する。腐った種↓芽が出ない、というのは、一種の因果関係である。因果関係
の認識は、こうした試行錯誤の積み重ねによって、認知を修正し、より確実なものになっていく。このように予期がじゅうなん^③
であって、外界のありよう(現実)に合わせて変化していく場合が、認知的予期である。

これに対して、規範的予期は、もっと頑固で、予期どおりでなくても変化しない。青信号で道路を渡っていたとき、車が来て
危ない目にあつたとしても、やはり青信号で道路を渡るのが「正しい」。予期である以上、それは現実の出来事と一致してもらわ
ないと困るのだが、一致しなくても、「間違っている」のは現実のほうである。予期を変更しないことで、現実が予期どおりであ
ることを「要求」する——これが、規範的予期のあり方なのだ。

ルーマンはこのように考えることで、規範という、きわめて扱いのむずかしい問題を、人間の観察可能な外面的行動に還元し
ようとした。規範的予期こそが、規範の実態である。この立場からすれば、法規範も、人びとが法に関する規範的予期をそなえ
ているということにほかならない。

ルーマンは、かなりよいところを突いている。予期を、認知的予期と規範的予期に区別できること。これは正しい。また規範
が、必ず規範的予期をとまなうこと。これも正しい。法規範が、法に関する規範的予期をとまなうこと。これも正しいだろう。

それならば、ルーマンの考えたとおりに、規範を、人びとの規範的予期に還元できるのだろうか。

^②問題は、人びとが規範的予期を抱くかどうかではなくて、人びとの規範的予期が整合するかどうかである。人びとは自由に規
範的予期を抱くことができるのだから、一般に、それらが整合する保証はない。ここが認知的予期と違う。認知的予期の場合、
予期すべき対象の側に、不動の客観的実在(たとえば、自然法則のようなもの)を想定できる。それにあわせて、人びとが予期の

あり方を修正するのだから、やがてそれらがひとところに収斂^④していくのは当然のなりゆきである。けれども、規範的予期の場合、自然法則に相当するようなものは、とくに想定されていない。それゆえ、人びとがとりあえずてんでんばらばらに抱く規範的予期が、ほんとうにひとところに収斂^④していくのかどうか、何とも言えないのである。

結論として言えば、規範の存在は、人びとが規範的予期をわけもっていることと、とりあえず等置できる。しかし、人びとが規範的予期をどうする場合に **B** するか、その条件をはっきりさせることができない。平たく言いなおすと、こうなる。法律があることと、人びとがみな「法律ではこれが正しい」と考えていることは、同じであるが、いちばん肝腎なのは、なぜ人びとがそろってそう考えるのか、というところなのだ。それを、ルーマンの議論はどうしても説明できないのである。結局、人びとが規範的予期をなぜか **B** していることを前提にしないと、議論が始まらない。ということは、規範を最初から想定するのと、大して変わらないのである。

人間は、規範(な)にかが、こうあるべきだということ(こ)を理解できる存在である。この事実を出発点にして、議論を組み立てるのがもっとも簡単だ。つまり、人びとが規則(ルール)に従っている、という前提から出発するのである。

(橋爪大三郎の文による)

1995-43-2/5

問一 二重傍線部①と④の漢字のよみを、平仮名で記せ。問一・問二は解答用紙(その1)を使用。

問二 二重傍線部②と③の平仮名を、漢字に直せ。

問三 **A** に入るべき最適なものを、次のア～オから選び、記号をマークせよ。問三・問四は解答用紙(その2)を使用。

- ア 「あるべからざる」
- イ 「あつたはずの」
- ウ 「あるであらう」
- エ 「あるがままの」
- オ 「あつてほしい」

問四 **B** に入るべき最適な言葉を、次のア～オから選び、記号をマークせよ。

- ア 実現
- イ 共有
- ウ 希望
- エ 夢想
- オ 区別

問五 傍線部(1)に「人間の観察可能な外面的行動に還元しようとした」とある、その「外面的行動」とは、具体的にはどういうことか。問題文中から、それを説明しているとみられる最適の箇所を二十字以内(句読点も含める)で抜き出して、記せ。解答用紙(その1)を使用。

問六 傍線部(2)で筆者は、規範的予期の整合性の問題にふれているが、その整合性の根拠を何に求めているか。筆者の考えとして最適とみられるものを、次のア～オから選び、記号をマークせよ。問六・問七は解答用紙(その2)を使用。

- ア 人びとは自由に規範的予期を抱くことができるからこそ、やがてそれらがひとところに収斂し、当然のなりゆきとして整合性が出てくるのである。
- イ 規範的予期の場合、自然法則に相当するようなものは特に想定されていないからこそ、人びとが規則を守ろうとする努力により整合性がもたらされるのである。
- ウ 人びとがみな「法律ではこれが正しい」と考えているから、当然のなりゆきで、不動の客観的実在としての整合性が生まれてくるのである。
- エ 予期というものを、認知的予期と規範的予期に区別できること自体が、その前提として、規範的予期の整合性の存在を保証していることとなるのである。

オ 人間は規範を理解できる存在であるからこそ、人びとがそろって「法律ではこれが正しい」と考える整合性が出てくるのである。

問七 筆者の説いている、規範的予期のあり方に該当するものを、次のア〜オから選び(一つとは限らない)、記号をマークせよ。

- ア 法規範は、法に関する規範的予期をともなっている。
- イ 予期が現実と一致しない場合、予期の方を変化させて行く。
- ウ 予期が現実と一致しない場合、現実の方が予期どおりであることを求める。
- エ 予期すべき対象の側に、不動の客観的実在を想定することが可能である。
- オ 法は、規範的予期とは異質な、因果関係により成立している。

謹 啓

時下益々御清栄のことと拝察申し上げます。

さて、先日行いました私ども青山学院大学の入学試験に際しまして、

「身体の深みへ」逆説としての権力
 ジーコ出版局

を『国語』の問題文として用いさせていただきました。

ここに御報告と御礼を申し上げる次第でございます。

選抜の性質上、事後の御挨拶となりましたことを御了承下さい。

なお、問題を一部お届け申し上げます。御作の形姿をいたく損ねました段、御海容の程願ひ上げます。

敬 白

平成七年三月十七日

青山学院大学
入試委員長

内藤 昭 一



青山学院大学

入学広報室

〒150 東京都渋谷区渋谷4-4-25

Tel.03-409-8111 (大代表)

内線 2151・2152

03-409-8150 (直通)

1995年度 公務員

全国公開模擬試験

〈国家 I 種〉

正答と解説

教養試験 正答表

科目	No.	正答
文章理解	1	3
	2	2
	3	4
	4	1
	5	3
	6	2
	7	5
	8	5
	9	1
	10	3
	11	2
判断推理	12	5
	13	3
	14	3
	15	4
	16	2
空間把握	17	4
	18	2
	19	4
	20	1

科目	No.	正答
数的推理	21	3
	22	5
	23	1
	24	4
	25	2
資料解釈	26	4
	27	3
	28	4
	29	5
	30	3
数学	31	1
	32	3
物理	33	4
	34	5
化学	35	3
	36	1
生物	37	1
	38	2
地学	39	4
	40	4

科目	No.	正答
思想	41	5
	42	4
文学芸術	43	2
	44	2
日本史	45	5
世界史	46	3
	47	2
地理	48	1
	49	5
	50	2
政治	51	2
	52	4
	53	4
経済	54	3
	55	1
	56	2
社会事情	57	3
	58	2
	59	4
	60	4

〔No. 1〕 下の文の主旨として最も適切なものはどれか。

悪や破壊を自然における関係の変化、結合とその解体という観点から捉える見方は、悪の徹底した相対性をもたらし、また他面では恣意的な人間の自己中心性を許すようにみえるかも知れぬ。人間が自然の秩序や生態系から完全に独立し、自由であると考えられるかぎりは、そうかも知れない。

近代科学とともに、人間は自然を徹底的に対象化し、自然から概して人間にとって直接役に立つものだけを手に入れようとし、そういう方向で、自然を自己と関係づけてきた。が、人間の自然環境への働きかけがすすむにつれて、人間にとってその生存を依存する自然の秩序、つまり生態系が有限なものであることに思い知らされることになった。

人間は、自然の秩序や生態系から独立して、自己中心的に結合関係をつくることが許されなくなり、少なくとも、生存を依存する一定の生態系を前提にして考えなければならなくなった。

このように、自然を単に無限、無際限として捉えるのではなく、生態系としての地球として捉えることが特別な意味をもってくるとき、悪はその生態系全体の秩序、あるいは諸関係に対する不当な破壊として考えなければならなくなる。

- 近代科学は人間に有益な自然の利用法を徹底させたが、そのために人間は自然に対して悪や破壊を繰り返し行なってきたといえる。
- 恣意的な人間の自己中心性に基づいて自然と人間の間を考えた人間は、今後も自然の秩序や生態系に対して相対的な態度で接するべきだ。
- 人間が生存を依存する自然の生態系を考慮せねばならず、人間の自己中心性の発動である悪や破壊はもはや許されないものと考えらるべきである。
- 人間が生存を依存する生態系が有限なものであると思知らされた以上、今後は人間にとって直接役立たないものをも対象化すべきである。
- 自然を無限と捉えることができなくなった今日、人間はこれまでの悪や破壊を猛省し、あるがままの地球の姿を回復せねばならない。

[No. 2] 次の文の主旨に合致する考え方として最も適切なものはどれか。

西欧社会の「愛」の観念は、「人格の尊厳」と密接に結びついており、神を媒介として始まった。個人の人格の価値を認めあう関係である「愛」と、身体の関係である「性」とを、厳密に区別する。この両者が一致する機会が「結婚」だ。結婚は、人為的な契約であって、法律によって保護されている。

日常が、至近距離の人間関係から成り立っていると考えるなら、神は、無限遠点からそれを記述するためのフィクションである。愛と性を分離できるのは、人間を無限遠点から眺めるからだ。それは、至近な人間関係（たとえば血縁）が他者を排除して、〈内〉として閉じることを許さない視点である。神は、究極の外部でありながら、日常のあらゆる場面に臨在し、しかも言葉の源泉、法律の源泉でもある。このような神を仮構することで、社会は、個人を単位とする、どこまでも均質な全体に、すなわち文明に、編成されたのだ。

西欧の考え方では、結婚や家族は、こうした文明の一要素である。〈内〉として閉じるものでもなければ、それ以外の人間関係より「自然」とみなされてもいけない。家族内での行為のルールは、家族外の一般社会のルールと、根本的に同じであるべきだとされる。

1. 西欧社会では、神を無限遠点におくことで、神の力が言葉の源泉・法律の源泉とはなかったが、日常のルールの源泉とはならなかった。
2. 西欧社会では、個人の人格を相互に尊重することが基本にあり、そこから一般性を備えた社会の骨格となる制度をもつくり出した。
3. 西欧社会では、血縁関係が他者を排除して閉鎖的になることを許容せず、その結果、状況依存的な社会ルールが確立された。
4. 西欧社会の「愛」の観念は、個人の人格と密接に関連しておらず、唯一絶対の神を媒介としてのみ形成されてきた。
5. 西欧社会の人間関係は、自然発生的な個人の平等に立脚し、家庭内での行為のルールの正しさを主張して、社会のルールを形成した。

[No. 2] 正答 2

[出典] 橋爪大三郎『現代思想はいま何を考えればよいか』（勁草書房）

筆者の主旨は、個人の尊厳を互いに承認するところに人格の尊厳の概念が成立するが、それは特定のルールを前提にしないと成り立たないのであり、西欧

の文明は神のための場所（信仰の場所）を用意するというフィクションをもうけて、社会的なルールを考え始めた、というのである。その説明として、「愛」の観念は、「人格の尊厳」と結びつき、神を媒介として始まったと述べ、そこから一般化し、「神を仮構することで、社会は、個人を単位とする、どこまでも均質な全体に、すなわち文明に、編成された」というのである。その結果、西欧の考え方では、家庭内のルールも、一般社会のルールも同根である、というのである。以上のことをよく理解してから選択肢を検討すべきである。1は、「日常のルールの源泉とはならなかった」というのが、筆者のいう、神が「日常のあらゆる場面に臨在し」という表現と相容れないものである。2は、「個人の人格を相互に尊重すること」というのが「人格の尊厳の観念」の成立にあたり、「社会の骨格となる制度」は「社会的なルール」にあたっており、これが主旨に合致する。3は、すべて主旨に合致しているように見えるが、「状況依存的な」という言葉によってまったく相容れないものとなっている。この「状況依存的な」社会ルールというのは、西欧ではなく、むしろ日本に特徴的なものと考えられ、西欧の、家庭でも社会でも同根のルールとは程遠い。4は、「愛」の観念についての記述としては正しいが、「人格の尊厳の概念」についてはまったく言及されていないので、主旨とは程遠い。5は、「自然発生的な」という表現がおかしい。「個人の平等」の考えは、神というフィクションを経由してつくり出されたものであり、およそ「自然発生的な」ものではありえない。よって2が妥当。